

山県市新商品開発支援補助金 Q&A

よくある質問

●対象事業者について

市内に事業所や店舗があれば、本社が市外でも対象になりますか？	対象になります。
個人事業主で店舗は市内ですが、住所地が市外にある場合は対象になりますか？	対象になります。
個人事業主で住所地は市内ですが、店舗は市外にある場合は対象になりますか？	対象外です。
一般社団法人、NPO法人は対象になりますか？	対象外です。

●対象事業について

新たなサービスを開発した場合は、新商品開発に該当しますか？	該当しません。
商品開発の工程全てを外注する場合は対象になりますか？	対象になりません。
これまで取り扱ったことのない商品を仕入れて販売する場合は対象になりますか？	仕入れた商品をそのまま販売する場合は対象になりません。
市内の原材料を使うことは必須要件ですか？	必須要件ではありません。
以前に開発した試作品をもとに商品開発を行う場合は対象になりますか？	試作品に改良等を加えて取り組む事業であれば、対象になります。
飲料の開発は対象になりますか？	対象になります。

●対象経費について

交付決定の前に支払った経費は対象になりますか？	対象になりません。
-------------------------	-----------

●交付申請について

申請書の書き方がわからない場合はどうすればよいですか？	まちづくり・企業支援課にご相談ください。
普段からスーパーマーケットで購入しているなど見積書を出すことが難しい場合はどうすればよいですか？	まちづくり・企業支援課にご相談ください。
通常の仕入れの中から試作品を作る予定ですが、見積書等はどうすればよいですか？	まちづくり・企業支援課にご相談ください。

●補助金額について

補助金は、交付決定通知を受けたら、速やかに振り込まれますか？	補助金は、補助事業が完了し、実績報告書を市が受理してからの精算払いとなります。
交付決定後に予定より経費が嵩んだため、交付申請額を増額することはできますか？	交付決定額を増額することはできません。

●補助事業の変更（中止）について

事業を中止する場合はどうすればよいですか？	まちづくり・企業支援課にご相談ください。
事業内容を変更する場合はどうすればよいですか？	まちづくり・企業支援課にご相談ください。
事業が予定より早く完了した場合はどうすればよいですか？	変更の手続きは必要ありませんので、速やかに実績報告書を提出してください。

●実績報告について

実績報告書はいつ提出すればよいですか？	事業完了後に速やかに提出してください。 最終提出期限は令和7年2月14日（金）です。
実際にかかった経費が交付決定額を上回った場合はどうすればよいですか？	実際にかかった経費の額で実績報告書を作成し、補助金額欄には交付決定額と同じ額を記載してください。
実際にかかった経費が交付決定額を下回った場合はどうすればよいですか？	実際にかかった経費の額で実績報告書を作成してください。補助金交付額は実績報告書に基づく金額になります。
実績報告書に添付する領収書の内訳に新商品開発とは関係のないものが混ざっていても大丈夫ですか？	できる限り今回の新商品開発にかかった経費のみの領収書にしてください。やむを得ない場合は、今回の新商品開発にかかった経費部分にマーカーで色を付けるなど、判別ができるようして提出してください。
試作品の材料について、普段から大量購入している内の一部を使用し、試作分だけの領収書がない場合はどうすればよいですか？	できる限り今回の新商品開発にかかった経費のみの領収書にしてください。

●その他

市内に複数店舗を持っている場合は店舗毎に申請可能ですか？	店舗数にかかわらず申請は1事業者につき1回限りです。
事業が計画通りに進まず、新商品が完成しなかった場合はどうなりますか？	新商品が完成しなかった理由等を記載して実績報告書を作成してください。補助金交付額は実績報告書に基づく金額になります。